

◎ 子どもが生まれたら ◎

出産後の保健師等による面談と産婦支援給付金申請の流れ

- ☆ 給付金は原則として、保健師等による面談(新生児訪問、または来所相談面接)後に申請し、支給となります。

①面談希望の選択

下記の QR コードから新生児訪問または来所相談面接のどちらかを選択し、必要事項を入力してください。電話でのご希望も可能ですので、お問い合わせください。

*出生連絡票・低出生体重児届出票(健康診査受診票綴内のハガキ)を提出された方は選択不要です。

新生児訪問予約



来所相談面接



*QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

②日程調整

保健センターの保健師、または新生児訪問の保健師・助産師から連絡があります。新生児訪問、または来所相談面接の日程を調整して下さい。

③新生児訪問 または 来所相談面接

ご自身のこと、ご家族のこと、子育てに関する事など、何でもご相談下さい。

④給付金の申請

★新生児訪問を選択された方

後日、産婦支援給付金の申請書等が自宅へ郵送されます。

書類に必要事項をご記入の上、添付書類と共に同封の返信用封筒で郵送、または川内保健センターへご提出ください。

*申請書等の郵送と新生児訪問の時期が前後することもあります。



★来所相談面談等を選択された方

来所相談面接時に産婦支援給付金の申請書等をお渡しします。

書類に必要事項をご記入の上、添付書類と共に郵送、または川内保健センターへご提出ください。

⑤給付金の支払

給付金は申請者(産婦)の口座に振込となります。2~3か月程度期間を要しますので、ご了承下さい。

- ☆ 面談の後も相談したい事、気になる事等ありましたら川内保健センターまたは、甑島振興局まで、ご連絡ください。